

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 13 | 母子保健事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 母子保健事務 |
| ②事務の概要 | <p>・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や訪問指導を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①妊産婦等の保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③乳幼児の健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導等に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療に関する事務 ⑩子育て世代包括支援センターの事業の実施に関する事務</p> <p>なお、妊娠の届出は、窓口、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理システム | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表第一49の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第40条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>（情報提供の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第19条、第30条、第38条の3、第44条</p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二の69の2、70の項</p> <p>・別表第二省令第38条の3、第39条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康長寿部 健康増進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康増進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 健康長寿部 健康増進課 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地13 048-982-9803 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康長寿部 健康増進課 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地13 048-982-9803 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 | 田口 昇 | 小林 以津己 | 事後 | 人事異動による変更 |
| 平成29年1月16日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年12月1日時点 | 平成28年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年1月16日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年12月1日時点 | 平成28年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. ①部署 | 健康福祉部 健康増進課 | 健康長寿部 健康増進課 | 事後 | 組織変更のため |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 7. 請求先 | 健康福祉部 健康増進課 | 健康長寿部 健康増進課 | 事後 | 組織変更のため |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 7. 連絡先 | 健康福祉部 健康増進課 | 健康長寿部 健康増進課 | 事後 | 組織変更のため |
| 平成30年1月10日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 平成28年12月1日時点 | 平成29年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年1月10日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 平成28年12月1日時点 | 平成29年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年1月10日 | I 関連情報 5. ②所属長の役職名 | 小林 以津己 | 健康増進課長 | 事後 | |
| 平成31年1月10日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 平成29年12月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年1月10日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 平成29年12月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年12月26日 | I 関連情報 1. ②事務の概要 | ①医師報償費支払事務 医師に対し、報償費を口座振込で支払う。 ②臨時職員雇用事務 臨時職員を把握する。 ③新生児訪問指導事務 訪問指導を受ける人を把握し、その後の指導に役立てる。 ④妊娠届受理事務 母子保健法第15条により、妊娠した者は、市長に妊娠の届出をしなければならない。また、妊婦に対し、保健指導する。 ⑤母子手帳交付事務 母子手帳の交付を受けた者を把握する。 ⑥乳幼児健康診査事務 乳幼児健康診査の対象者を把握するとともに、乳幼児個々の発達・発育状況を把握する。 ⑦妊婦健康診査事務 妊婦健康診査を受けた者を把握する。 | ・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や訪問指導を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①新生児訪問指導事務 ②妊娠届受理事務 ③母子手帳交付事務 ④乳幼児健康診査事務 ⑤妊婦健康診査事務 ⑥低体重児届出受理及び未熟児養育医療に関する事務 ⑦乳幼児リハビリ事務⑧乳幼児相談・発達相談事務 ⑨子育て世代包括支援センターの運営に関する事務 | 事後 | |
| 令和1年12月26日 | I 関連情報 1. ②事務の概要 | ⑧低体重児届出受理事務 母子保健法により低体重児(2500g未満)の届出が義務づけられている。また新生児訪問等の対象者を把握する。 ⑨フッ素塗布事務 フッ素塗布を受けた者を把握する。 ⑩乳幼児リハビリ事務 乳幼児リハビリを受ける者の障害等の状況を把握し、その後のリハビリ指導に役立てる。 ⑪母親学級開催事務 母親学級の参加者を把握し、子育てグループにつなげていく。 ⑫子育てグループ育成事務 子育てグループ参加者を把握する。 ⑬乳幼児相談事務 乳幼児相談者を把握し、その後の指導に役立てる。 ⑭乳幼児発達相談事務 乳幼児発達相談者を把握し、その後の指導に役立てる。 | | 事後 | |
| 令和1年12月26日 | I 関連情報 4. ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第2-26、56-2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省第7号)第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第2-70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省第7号)第39条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第2-26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第2-69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省第7号)第38条の3、第39条 | 事前 | |
| 令和1年12月26日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 平成31年1月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年12月26日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 平成31年1月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 令和2年12月25日 | I 関連情報 1. ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や訪問指導を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①新生児訪問指導事務 ②妊産婦受理事務 ③母子手帳交付事務 ④乳幼児健康診査事務 ⑤妊婦健康診査事務 ⑥低体重児届出受取及び未熟児養育医療に関する事務 ⑦乳幼児リハビリ事務 ⑧乳幼児相談・発達相談事務 ⑨子育て世代包括支援センターの運営に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や訪問指導を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦等の保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③乳幼児の健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導等に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療に関する事務 ⑩子育て世代包括支援センターの事業の実施に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 | 事後 | 再実施 |
| 令和2年12月25日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 令和1年12月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | 再実施 |
| 令和2年12月25日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 令和1年12月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | 再実施 |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第19条、第30条、第38条の3、第44条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第19条、第30条、第38条の3、第44条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 令和2年12月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 令和2年12月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | I 関連情報 1. ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や訪問指導を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦等の保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③乳幼児の健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導等に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療に関する事務 ⑩子育て世代包括支援センターの事業の実施に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や訪問指導を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦等の保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③乳幼児の健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導等に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療に関する事務 ⑩子育て世代包括支援センターの事業の実施に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | I 関連情報 1. ③システムの名称 | 健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年12月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年12月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 母子保健ファイル | 健康管理システム | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第19条、第30条、第38条の3、第44条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第19条、第30条、第38条の3、第44条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条 | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 | 令和4年12月1日時点 | 令和5年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 | 令和4年12月1日時点 | 令和5年12月1日時点 | 事後 | |